

議案第18号

新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例及び新居浜市し尿処理施設設置
及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例及び新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例
の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年2月27日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例及び新居浜市し尿処理施設設置
及び管理条例の一部を改正する条例

(新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例の一部改正)

第1条 新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例(昭和39年条例第19号)の一部
を次のように改正する。

第1条中「法律第137号」を「法律第137号。以下「法」という。」に改める。

第2条の表中

「

新居浜市観音原町乙138番地の1

」を

「

新居浜市観音原町乙122番地の1

」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(技術管理者の資格)

第5条 処理施設に置く技術管理者に係る法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)であること。
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者であること。
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

(新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部改正)

第2条 新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例(昭和39年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第137号」を「法律第137号。以下「法」という。」に改める。

第3条中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「法」に改める。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(技術管理者の資格)

第8条 衛生センターに置く技術管理者に係る法第21条第3項の条例で定める資格は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)であること。
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)

第 8 条の 1 7 第 2 号イからチまでに掲げる者であること。

(4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者であること。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中新居浜市ごみ処理施設等設置及び管理条例第 2 条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正され、市が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格の基準が条例に委任されることに伴い、当該基準について必要な事項を定めるため、本案を提出する。